



平成 29 年 10 月 31 日

各 位

会社名 沖 電 線 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 来住 晶介  
(コード番号 5815 東証第一部)  
問合せ先 IR室長 内藤 雅英  
(TEL. 044-766-3171)

### 沖電気工業株式会社による当社株式に対する 公開買付けに関する賛同及び応募推奨のお知らせ

当社は、平成 29 年 10 月 31 日開催の取締役会において、下記のとおり、沖電気工業株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

#### 記

##### 1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	沖電気工業株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長執行役員 鎌上 信也
(4) 事 業 内 容	電子通信・情報処理・ソフトウェアの製造・販売及びこれらに関するシステムの構築・ソリューションの提供、工事・保守及びその他サービス
(5) 資 本 金	44,000 百万円（平成 29 年 9 月 30 日現在）
(6) 設 立 年 月 日	昭和 24 年 11 月 1 日
(7) 大株主及び持株比率 (平成 29 年 3 月 31 日現在) (注 1)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 4.57% MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社) 4.34% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 3.94% MACQUARIE BANK LIMITED-MBL LONDON BRANCH 3.39%

	(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店) CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2.69%
	沖電気グループ従業員持株会	2.10%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託 口9)	1.84%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託 口5)	1.82%
	株式会社みずほ銀行	1.63%
	ヒューリック株式会社	1.61%

(8) 当社と公開買付者の関係		
資 本 関 係	公開買付者は、当社株式 1,307,540 株 (所有割合 (注2) : 36.21%) を直接所有し、また、公開買付者の完全子会社である沖ウィンテック株式会社 (以下「沖ウィンテック」といいます。) 及び株式会社OKIプロサーブ (以下「OKIプロサーブ」といいます。) を通じて当社株式 38,407 株 (所有割合 : 1.06%) を間接所有 (注3) しており、当社を持分法適用関連会社としております。 当社は退職給付信託した株式を含めて公開買付者の発行済株式の 0.43% に相当する公開買付者の普通株式 375,600 株を所有しております。	
人 的 関 係	本日現在、当社の社外取締役 1 名が、公開買付者の子会社の代表取締役を兼務しております。また、当社の社外監査役 1 名は、公開買付者の子会社の取締役を兼務し、1 名は公開買付者の従業員を兼務しております。	
取 引 関 係	公開買付者グループと当社との間には商品の仕入や販売等に関する取引があります。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社は、公開買付者の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。	

(注1) 公開買付者が平成 29 年 6 月 23 日に提出した第 93 期有価証券報告書より引用しております。

(注2) 「所有割合」とは、当社が平成 29 年 10 月 31 日に公表した「平成 30 年 3 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社決算短信」といいます。) に記載された平成 29 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 (38,990,870 株) に、当社が平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日として行った当社株式 10 株を 1 株の割合で併合する株式併合 (以下「平成 29 年 10 月 1 日付株式併合」といいます。) の効果を反映した発行済株式総数 (3,899,087 株) から、当社決算短信に記載された平成 29 年 9 月 30 日現在の当社が所有する自己株式数 (2,885,388 株) に、平成 29 年 10 月 1 日付株式併合の効果を反映した自己株式数 (288,538 株) を控除した株式数 (3,610,549 株) に対する割合をいうものとし、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載において同じとします。

(注3) 公開買付者の完全子会社である沖ウィンテックは当社株式 26,600 株 (所有割合: 0.74%)、OK I プロサーブは当社株式 11,807 株 (所有割合: 0.33%) をそれぞれ所有しているとのことです。なお、公開買付者は沖ウィンテック及びOK I プロサーブとの間で、本公開買付けの応募に関する合意等は行っていないとのことです。

## 2. 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、3,650 円 (以下「本公開買付け価格」といいます。)

## 3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 29 年 10 月 31 日開催の取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### ① 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本日現在、株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) 市場第一部に上場している当社株式 1,307,540 株 (所有割合: 36.21%) を直接所有し、また、公開買付者の完全子会社である沖ウィンテック及びOK I プロサーブを通じて当社株式 38,407 株 (所有割合: 1.06%) を間接所有することで、当社を持分法適用関連会社としております。

公開買付者は、平成 29 年 10 月 31 日開催の取締役会において、当社を完全子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、下記「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 買付予定数の下限の設定」に記載のとおり、買付予定数の下限を、1,170,800 株 (所有割合: 32.43%) に設定しているとのことです。これは、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (majority of minority)」に相当する当社株式の数を上回るものとのことです。公開買付者は、本公開買付けに応募された株券等 (以下「応募株券等」といいます。) の数の合計が 1,170,800 株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。一方、本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の上限を設定していないため、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (1,170,800 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの本公開買付けにより当社株式の全て (但し、当社が所有する自己株式を除きます。) を取得できなかった場合には、下記「(4)

本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社に対し、本公開買付け終了後に、公開買付者が当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社を公開買付者の完全子会社とするための手続（以下「本完全子会社化手続」といい、本公開買付けを含めて「本取引」といいます。）の実施を要請する予定とのことです。

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け実施後の経営方針

公開買付者は、昭和 26 年 11 月より東京証券取引所市場第一部に上場し、電子通信・情報処理・ソフトウェアの製造・販売及びこれらに関するシステムの構築・ソリューションの提供、工事・保守及びその他サービス等を主な営業品目として事業展開をしており、平成 29 年 10 月 1 日時点で、公開買付者グループは、公開買付者、連結子会社 90 社及び持分法適用関連会社 5 社で構成されているとのことです。公開買付者は、明治 14 年 1 月に日本で初めて電話機を製造し、創業以来、「進取の精神」を持って情報社会の発展に寄与する商品の開発、提供を 135 年余に亘って続けてきたとのことです。公開買付者グループは平成 29 年 5 月 26 日、平成 31 年度（平成 32 年 3 月期）を最終年度とする 3 カ年計画「中期経営計画 2019」を策定・発表し、「安定して収益確保のできる会社」の実現のために「稼ぐ力の強化」に最注力し、持続的な成長と進化を遂げていくための基盤作りを推進しているとのことです。

公開買付者グループは、(i) 交通インフラシステム、防災関連システム、防衛関連システム、通信キャリア向け通信機器、金融営業店システム、予約発券システム、コンタクトセンター等の製品の製造・販売、システムの構築・ソリューションの提供、工事・保守及びその他サービスを行っている「情報通信事業」、(ii) A T M、現金処理機、営業店端末、予約発券端末、チェックイン端末、外貨両替機の製品の製造・販売及びその他サービスを行っている「メカトロシステム事業」、(iii) カラー・モノクロ LED プリンター、カラー・モノクロ LED 複合機、大判インクジェットプリンター等の製品の製造・販売及びその他サービスを行っている「プリンター事業」、(iv) 設計・生産受託サービス、プリント配線基板（注 1）等の製造・販売及びその他サービスを行っている「EMS（注 2）事業」の 4 つの事業を柱とし、パートナー企業との「共創（注 3）」、オープンイノベーションの活用によって新たなノウハウや技術を取り込みながら、積極的な事業展開を図っているとのことです。

（注 1）プリント配線基板：電気回路の配線を、絶縁体からなる板の表面や内部にプリントした基板

（注 2）EMS：Electronics Manufacturing Service。電子機器の受託生産を行うサービスのこと

（注 3）共創：お客様と目指すゴールを共有し、共にアイデアを絞り、確かめ、創り上げていくこと

セグメント別の事業戦略として、情報通信事業においては、IoT（注 4）をチェンジドライバーに新規事業を創出し、またセンサー、ネットワーク、データ処理の 3 つの技術を融合した強みを活用して、業務特化したアプリケーションと共創により「IoT の O K I」（IoT ビジネスを成長の柱として成長する方針）実現を目指しているとのことです。メカトロシステム事業においては、コスト競争力に優れた戦略商品の投入と国内流通市場向け商品ラインアップを充実させ売上拡大を目指すとのことです。プリンター事業においては、高機能、高品質

を活かせる医療・流通・デザイン向けのインダストリー・プリント市場へ注力するニッチ戦略への展開を目指すとのことです。EMS事業においては、平成29年3月期に売上高432億円の事業規模を、将来の売上高1,000億円事業に拡大すべく、国内ハイエンド市場に注力し、新規領域の開拓とM&Aの積極的な活用を推進しているとのことです。

(注4) IoT: Internet of Things。様々な「モノ」がインターネットを通じてクラウドやサーバーに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み

当社は、本日現在、公開買付者の持分法適用関連会社ですが、公開買付者の電線製造部門が昭和11年に分離・独立し公開買付者の完全子会社として誕生した会社であり、公開買付者は、本日において36.21%に相当する当社株式を直接所有しております。当社は、電気通信の発展とともに成長を続け、現在は(i) 機器用電線やワイヤーハーネス、フレキシブル基板(注5)の開発設計・製造・販売を行う「電線・ケーブル事業」、(ii) ワイヤ放電加工機用電極線等の開発設計・製造・販売を行う「電極線事業」及び(iii) 第三者に対する不動産の賃貸を行う「不動産賃貸事業」を主な内容として事業展開しております。昭和38年10月に東京証券取引所市場第二部にその株式を上場(平成2年9月に東京証券取引所市場第一部指定)以降も、互いに独立した上場企業として公開買付者グループとのブランド価値共有等の連携を続けてまいりました。

(注5) フレキシブル基板: 薄い絶縁材(プラスチックフィルム)を使い、曲げることができる構造のプリント配線基板

当社グループ(本日現在、当社及び当社の子会社5社)は、電線、フレキシブル基板、電極線の商品で世界に誇れるニッチトップ企業となるため、平成28年度が最終年度であった中期経営計画「Reborn120」を1年延長し、更なる新商品の創出力の向上と海外展開のレベルアップを図ることで売上高120億円の達成を目指しております。

平成29年度におけるセグメント別の主な施策内容としては、電線・ケーブル事業においては、自動化・ロボット化の流れで成長が継続すると見込まれるFA(注6)市場や医療機器市場に注力しており、研究開発の強化や新商品の市場投入及び中国・米国・欧州への販売を加速するとともに、品質と生産性を更に高めることで、売上高の拡大・収益力の向上を図っております。また、電極線事業においては、顧客ニーズにタイムリーに対応することで国内での売上高拡大を図るとともに、高品質商品により海外における顧客のインハウスシェア拡大を目指しております。

(注6) FA: Factory Automation。工場における生産工程の自動化のこと

公開買付者によれば、我が国製造業を巡る経済動向としては、高齢化や人口減少が進むことにより、製造業への就労人数が減少しているとのことです。実際に、総務省統計局が公表した平成28年労働力調査年報によれば、製造業における就業者数は、平成18年の1,163万人から概ね減少傾向が続いており、平成28年においては平成18年と比較して約10.5%減の1,041万人となっているとのことです。今後も、国内総生産及び就労人口に占める製造業の割合は減少していくものと予測されており、国内における工場での人員確保や設備投資が困難となる中、製品の開発・設計機能や販売機能に特化する企業が増えていくものと予想され、企業が製品の開発・製造の各段階で外部に発注して製品化する水平分業と製造部門を持たないファブレス化が進み、その結果として「モノづくりに特化」するEMSの需要が更に増え

ると予想されているとのことです。こういった中で公開買付者は、EMS事業の高度化を目指し、OEM（注7）からODM（注8）への比重を高めており、設計段階から部品調達も含めた一貫生産化を進めているとのことです。他方、当社のFA・ロボット向けの電線事業は比較的好調であるものの、更なる事業拡大、新市場開拓や海外展開等、成長に向けた課題があると考えているとのことです。

（注7）OEM：Original Equipment Manufacturing。製造を発注した相手先のブランドで販売される製品を製造すること

（注8）ODM：Original Design Manufacturing。製造を発注した相手先のブランドで販売される製品の設計から製造までを手がけること

かかる状況下、公開買付者は、当社を含む公開買付者グループ各社の収益力向上のためには、公開買付者と当社の経営資源を相互活用する等の一体経営を行うことにより公開買付者グループの総合力を強化する必要があると判断したことから、公開買付者と当社の資本関係を更に強めることにより、公開買付者と当社の経営戦略を共有し、機動的な経営判断を行うことができる経営体制を迅速に構築することが必要であるとの認識に至ったとのことです。

そこで、公開買付者は、当社を公開買付者の完全子会社とすることについて平成29年7月下旬から本格的に検討を開始し、平成29年8月中旬に当社に打診を行い、同年9月下旬以降、両社間で協議を重ねてまいりました。その結果、公開買付者は、平成29年10月中旬、公開買付者が当社を完全子会社化することによって、経営戦略意思決定の迅速化に加え、公開買付者グループ内の人的リソースを活用することにより、当社の企業価値の向上とグループ全体の収益基盤の強化を図ることができるとの結論に至ったとのことです。なお、公開買付者は、公開買付者が当社を完全子会社化することにより、具体的には以下のような効果が期待できると考えているとのことです。また、これらの効果は、公開買付者と当社の資本面での完全な一元化により、両社の経営資源を最大限に活用した経営戦略を推進すること、また、当社において、公開買付者のみが当社の株主となることにより機動的な経営判断や短期的な業績に左右されない長期的視野に立った経営を行うことを通じて実現可能となるものであり、当社が公開買付者の完全子会社となるからこそ実現可能であると考えているとのことです。

（i）両社の類似した顧客セグメントを相互活用した販売拡大及び事業育成

公開買付者のEMS事業は「計測機器」、「医療」分野を強みとしており、「航空・宇宙」、「電装」分野を新規市場と位置付けて本格参入しようとしているとのことです。他方で、当社は「FA・ロボット」や「医療」市場で実績があります。両社のセグメントは、いずれも「医療」や「精密機器」に関係するセグメントが中心であり、両社のセグメントはほぼ同じ事業分野で構成されますが、個別の顧客は重複が少なく、公開買付者は、相互の顧客を軸とした拡販活動が可能になると考えているとのことです。「医療」、「航空・宇宙」分野は高品質で変種変量が求められる分野であり、「電装」分野も含め国内生産が継続して見込まれ、高い信頼性が求められるハイエンドの市場であることから、優れたデザインや、高品質、安心感のあるサービスとして評価されている Made in Japan の特徴を活かせるとのことです。また、EMSの強みである設計、プリント配線基板、実装、組立、ステージング（本番と同じ環境にシステムを反映させ動作・表示確認）をグループで一貫して提供できる「モノづくり一貫サービス」を広範囲で実現できるとのことです。当社にとっては、機器用電線以外の柱としてワイヤーハーネス事業やフレキシブル基板事業、光ケー

ブル事業等の育成が急務となっていることから、公開買付者のEMS事業との連携により各事業を設計段階から検討することで事業拡大を図ることができると考えているとのことです。

(ii) 既存技術及びサービスの連携強化による付加価値の向上

公開買付者のEMS事業の製造子会社が生産するプリント配線基板と当社のフレキシブル基板は技術的関連性が高く、連携を強化することで営業、生産、商品企画において相互の付加価値が向上し、「航空・宇宙」分野や「電装」分野をはじめとした顧客アクセスの向上（提案機会の増加）と販売戦略の多様化が期待できるとのことです。また当社にとっては、公開買付者グループ傘下の信頼性評価、測定サービス会社を活用することで顧客基盤をより強固にできると考えているとのことです。

(iii) 要素技術の組み合わせによる新分野の開拓

公開買付者は、公開買付者の持つ光センサー技術と当社の持つ光ケーブル技術の組み合わせや公開買付者の持つIoT技術と当社のロボットケーブル（注9）の組み合わせ等により、公開買付者の「情報通信事業」の事業方針である「IoTのOKI」実現に向けて、構成する要素デバイスの取り込み、温湿度といった基本情報だけでなく、画像等から人や物等をリアルタイムに認識できる高度なセンシング技術の「スマートセンシング」実現に向けた開発リソースの拡充ができると期待しているとのことです。また当社にとっても、研究開発、商品企画、営業面で両社が協力できることは大きなメリットになると考えているとのことです。

（注9）ロボットケーブル：主にロボット・産業用機械の可動部やその周辺での配線を目的に開発された可動耐久性に優れたケーブル

(iv) 生産拠点間交流、製造技術・ノウハウの共有によるコスト削減、工場のスマート化

公開買付者のEMS事業は、本庄、上越、鶴岡及び長野に生産拠点があり、当社は伊勢崎及び岡谷に生産拠点があることから、北関東及び上信越地方の地の利を活かした両社の人員の融通及び協力関係を築くことができ、製造技術や調達における購買ノウハウを共有化することで、生産及び調達コストの削減が可能になるとのことです。特に当社では、生産性を高めるため公開買付者のIoT技術を取り入れた工場のスマート化（注10）も実現ができると考えているとのことです。

（注10）工場のスマート化：自動化された工場で、工場内の機器や設備を相互にネットワークで接続しIoT化して、生産性を飛躍的に向上させること

(v) グループ経営によるリソースの活用

公開買付者の管理部門、エレキ技術（電気設計技術）、工場マネジメントに長けた人的リソースを、当社との人材交流で活性化させ、採用や教育、計画的・組織的なM&A、経営戦略の共用等において相互のリソースを最大限活用するとのことです。またCMS（注11）の実行により、公開買付者は、資金の効率運用による管理コストの最適化を行い、グループの総合力の強化と収益力の強化を図るとのことです。

（注11）CMS：Cash Management System。グループ企業の資金を一元管理するシステム

以上の協議・検討を踏まえ、公開買付者は、平成 29 年 10 月 31 日開催の取締役会において、当社を完全子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

なお、公開買付者は、本取引実行後の当社の事業戦略については、公開買付者及び当社が今後協議の上、決定していくとのことです。公開買付者は、本取引実行後、公開買付者の持つ IoT 技術を取り入れた工場のスマート化等の技術力、グループ経営によるリソースの活用等の効率経営のノウハウを当社に注入していく一方、当社の事業運営上の特性や当社の強みを十分に活かした経営を行い、当社事業の更なる強化を図るとのことです。なお、本日現在、当社の代表取締役 1 名、取締役 2 名（うち取締役 1 名が公開買付者の完全子会社である OKI プロサーブの代表取締役を兼任）及び監査役 1 名が公開買付者出身者、並びに監査役 1 名が公開買付者従業員ですが、現時点において、本取引実行後の当社の役員構成その他の経営体制について決定している事項はなく、当社の現在の経営体制を尊重することを基本としつつ、公開買付者と当社との間の事業シナジー実現に向けて、最適な体制を検討し速やかに実行に移す予定とのことです。

### ③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

当社は、上記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け実施後の経営方針」に記載のとおり、公開買付者から当社を公開買付者の完全子会社とすることについて平成 29 年 8 月中旬に提案を受け、後記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置を講じた上で、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである SMBC 日興証券株式会社（以下「SMBC 日興証券」といいます。）から取得した当社株式の株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本取引に関する提案を検討するために当社取締役会の諮問機関として設置した第三者委員会（委員の構成その他具体的な諮問事項等については、後記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した第三者委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）から提出された答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容を最大限に尊重しながら、公開買付者から提案を受けた平成 29 年 8 月中旬から同年 10 月下旬まで、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に検討を行いました。

当社は、FA の国内市場においては、労働力の減少に対応した自動化、ロボット化の需要が堅調であり、海外市場においては、中国における自動化需要が旺盛であるほか、欧米においても堅調な需要が続くと見込んでおります。また、従来は製造業向けに利用されていた産業用ロボットが、医療や食品の製造ラインや協働ロボットによる端末加工作業にも導入される等アプリケーションの多様化が進んでおります。更に、医療市場は医療技術の進歩、先進国での高齢化、新興国での人口増加により更なる拡大を見込んでおります。

そのような環境下、当社が今後も持続的に成長を実現していくために、電線事業においては、新規顧客や新規市場の更なる開拓に加え、FA/産業機器市場からの要望に応える技術開



発、ワイヤーハーネス事業においては、これまで行ってきた製品別拡大販売戦略から包括的な提案型拡大販売戦略への変更や、エンジニアリング力を高めることにより部材や加工時間を低減させる製品を設計することで原価低減を促進、また、フレキシブル基板事業においては、商品ラインナップの充実と顧客ニーズへの提案力を武器に、既存顧客におけるシェア向上や成長が見込まれる航空宇宙、ウェアラブル市場等の新規市場への参入を狙います。一方で生産面においても、既存顧客のみならず今後増やしていく新規顧客からの受注に応えるためには、更に生産能力を拡大する必要があり、また技術者や作業員といった人的資源の確保や、IoT 化の推進により生産のスマート化を進めていく必要があると認識しておりますが、これらの課題を解決するためには相応の投資が必要です。

かかる状況において、当社が公開買付者の完全子会社となることにより、公開買付者と当社の間で相互に重複していない顧客へのクロスセーラーによる販路の拡大、商品ラインナップの拡充、公開買付者グループが保有する人材の供給を受けることによる技術者及び作業員の確保、IoT 技術の活用により工場のスマート化が図れることによる更なる生産能力の強化等が可能になると考えております。また、当社は、平成 29 年 9 月下旬以降、公開買付者との間で協議を重ねた結果、同年 10 月中旬に、当社の今後の成長にとって必要不可欠な経験豊富な人材の採用や教育、海外における事業展開のノウハウの提供のほか、今後の当社の M&A 戦略についても公開買付者からのアドバイスを受けることが可能になるものと判断いたしました。

以上のとおり、当社は、平成 29 年 10 月中旬、本取引により当社が公開買付者の完全子会社になることが、当社が直面している上記各課題の解決を加速する各施策を実行し、当社の事業基盤を充実させ、当社がより成長していくための投資を実施する上でも必要であり、当社の企業価値の一層の向上が見込まれる最善の選択肢であるとの結論に至りました。

更に、本公開買付価格については、公開買付者から意向表明書を受領した平成 29 年 10 月上旬以降、同月下旬までの間、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、第三者委員会からの意見やファイナンシャル・アドバイザーである SMBC 日興証券による当社株式の株式価値の算定内容、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言を受けて慎重に検討した結果、公開買付者との間で公開買付価格について、平成 29 年 10 月上旬以降、同月下旬までの間、複数回交渉いたしました。その結果、合意された本公開買付価格である 1 株当たり 3,650 円は、SMBC 日興証券から取得した本株式価値算定書に提示された当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、類似上場会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）に基づく算定結果のレンジ内であること、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 29 年 10 月 30 日の東京証券取引所における当社株式の終値 3,480 円に対して 4.89%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。）、平成 29 年 10 月 30 日から過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 3,224 円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値について同じです。）に対して 13.21%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 3,214 円に対して 13.57%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,837 円に対して 28.66%のプレミアムが加算されていることその他の本取引に関する諸条件を考慮し、本取引は当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成 29 年 10 月

31日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議の詳細については、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役の異議がない旨の意見」をご参照ください。

### (3) 算定に関する事項

#### ① 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

当社は、公開買付者から提示された本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）に関する当社における意思決定過程の恣意性を排除し、本公開買付価格の公正性を担保するために、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるSMBC日興証券に対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、本株式価値算定書を取得しました。SMBC日興証券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。

SMBC日興証券は、当社からの依頼に基づき、当社の事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受け、それらの情報を踏まえて当社株式の株式価値を算定しております。なお、当社は、SMBC日興証券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

#### ② 算定の概要

SMBC日興証券は、当社株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、当社と比較的類似する事業を手がける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、将来の事業活動の状況に基づく本源的価値評価を反映するためDCF法を用いて当社株式の価値算定を行っております。当該各手法を用いて算定された当社株式1株当たりの価値の範囲は、以下のとおりです。

市場株価法：2,837円～3,224円

類似上場会社比較法：3,424円～3,849円

DCF法：3,506円～4,748円

市場株価法では、平成29年10月30日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の直近1ヶ月の終値単純平均値3,224円、直近3ヶ月の終値単純平均値3,214円、直近6ヶ月の終値単純平均値2,837円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を2,837円～3,224円までと分析しております。

類似上場会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を3,424円～3,849円までと分析しております。

DCF法では、当社が作成した平成30年3月期から平成33年3月期までの事業計画を前提として、当社が平成30年3月期第1四半期以降生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値を3,506円～4,748円までと分析しております。なお、SMB C日興証券がDCF法による分析に用いた当社作成の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでおりません。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味しておりません。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、以下の方法により、公開買付者が当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第179条第1項に規定する特別支配株主となった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定により、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の皆様全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する予定とのことです。

本株式売渡請求においては、当社株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の皆様に対して交付することを定める予定とのことです。この場合、公開買付者は、会社法179条の3第1項の定めに従って、その旨を当社に通知し、当社に対し本株式売渡請求の承認を求めるとのことです。当社がその取締役会決議により本株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、当社の株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の皆様全員が所有する当社株式の全部を取得します。そして、当該各株主の皆様が所有していた当社株式1株当たりの対価として、公開買付者は、当該各株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定とのことです。

本株式売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、本公開買付けに応募しなかった当社の株主の皆様は、裁判所に対して、その所有する当社株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、当該申立てがなされた場合の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになるとのことです。

他方で、本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定であり、公開買付者は、本臨時株主総会において当該議案に賛成する予定とのことです。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認いただいた場合には、当社の株主の皆様は、本株式併合がその効力を生じる日において、本臨時株主総会において承認が得られた本株式併合の割合に応じた数の当社株式を所有することになります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当社の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下、当該端数の処理において同じとします。）に相当する当社株式を当社又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の皆様へ交付される金銭の額が、本公開買付けに当該各株主の皆様が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを当社に要請する予定とのことです。

本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者のみが当社株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の皆様の所有する当社株式の数が1株に満たない端数となるように決定する予定とのことです。

また、本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、当社の株主の皆様は、当社に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の皆様が所有する当社株式の数は1株に満たない端数となる予定とのことです。なお、当該申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、上記各手続については、関係法令の改正や、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の当社の株主の皆様の当社株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があるとのことです。

但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の各株主（公開買付者及び当社を除きます。）の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主の皆様へ交付される金銭の額については、本公開買付けに当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、決定次第、当社から速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。加えて、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、当社の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその理由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載された本完全子会社化手続の実施を予定しておりますので、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止になります。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできません。

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、当社は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、公開買付者が当社株式 1,307,540 株（所有割合：36.21%）を直接所有し、公開買付者の完全子会社である沖ウィンテック及びOKIプロサーブを通じて当社株式 38,407 株（所有割合：1.06%）を間接所有し当社を持分法適用関連会社としている状況や、公開買付者出身者が当社の代表取締役 1 名、取締役 2 名及び監査役 2 名に就任していることを考慮し、当社及び公開買付者は、本公開買付けの公正性を担保し利益相反を回避する観点から、以下の措置を実施しているとのことです。なお、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）に対して、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は、平成 29 年 10 月 30 日付で当社の株式価値に関する株式価値算定書（以下「公開買付者株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法において算定された当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下とのことです。

市場株価基準法：2,837 円から 3,480 円

DCF法：3,298 円から 3,875 円

市場株価基準法では、平成 29 年 10 月 30 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の基準日終値 3,480 円、基準日までの過去 1 週間の終値単純平均値 3,281 円、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 3,224 円、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 3,214 円（注）及び同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,837 円（注）を基に、当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 2,837 円から 3,480 円と算定しているとのことです。

（注）当社は、平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日として当社株式 10 株を 1 株の割合で併合する株式併合を行っております。よって過去 3 ヶ月間及び過去 6 ヶ月間の終値単純平均値の計算においては、平成 29 年 10 月 1 日付株式併合の権利落ち前の終値について当該終値を 10 で乗じて得た数値を終値として計算しているとのことです。以下、過去 3 ヶ月間及び過去 6 ヶ月間の終値単純平均値の計算において同じとのこと

です。

DCF法では、当社から提供を受けた事業計画（平成30年3月期から平成33年3月期までの4年）に、直近までの業績の動向、当社との間の書面質疑、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成30年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより当社の株式価値を評価し、当社株式1株当たりの株式価値を3,298円から3,875円と算定しているとのことです。なお、上記DCF法の算定の基礎となる当社の事業計画においては、前年度比で大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。

公開買付者は、みずほ証券から取得した公開買付者株式価値算定書における当社の株式価値の算定結果を参考にしつつ、公開買付者において実施した当社に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去に行われた発行者以外の者による公開買付けの事例の際に付与されたプレミアムの実例、当社株式の基準日までの過去6ヶ月間及び直近の市場株価の動向、当社との複数回に亘る協議・交渉の結果、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を勘案し、最終的に平成29年10月31日に本公開買付価格を3,650円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付価格3,650円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成29年10月30日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値3,480円に対して4.89%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,224円に対して13.21%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値3,214円に対して13.57%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,837円に対して28.66%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっているとのことです。

## ② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、公開買付者から提示された本公開買付価格に関する当社における意思決定過程の恣意性を排除し、本公開買付価格の公正性を担保するために、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるSMBC日興証券に対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、本株式価値算定書を取得しました。本株式価値算定書の概要については、上記「(3) 算定に関する事項」の「② 算定の概要」をご参照ください。

## ③ 当社における独立した第三者委員会の設置及び答申書の取得

当社は、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成29年9月27日、当社及び公開買付者との間に利害関係を有しない、川島いづみ氏（当社社外取締役、独立役員）、田中慎一郎氏（当社社外監査役、独立役員）及び久島満洋氏（公認会計士、山田ビジネスコンサルティング株式会社）の3名から構成される第三者委員会を設置し（なお、第三者委員会の委員は設置当初から変更しておりません。）、第三者委員会に対し、(i)本取引の目的が正当性・合理性を有するか、(ii)本取引に係る手続の公正性が確保されているか、(iii)本取引の取引条件（本公開買付けの公開買付価格を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか、並びに、(iv)(i)乃至(iii)を前提に本取引が当社の少数株主にとって不利益であるか否かを検討し、当社の取締役会に対して意見を述べること（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問することを決議いたしました。

第三者委員会は、平成29年9月27日から同年10月30日までの間に合計5回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、第三者委員会は、当社又は公開買付者より提出された各検討資料その他必要な情報・資料等の収集及び検討を行い、当社の代表取締役社長から、本公開買付けを含む本取引の概要、本取引の背景、本取引の意義・目的、当社の状況、当社の事業計画、当社が意思決定をするに至る経緯・検討過程について、説明を受けるとともに、質疑応答等を行いました。また、第三者委員会は、公開買付者及び公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券から、本公開買付けを含む本取引の概要、本取引の背景、本取引の意義・目的、本取引後の経営方針、本取引の諸条件等について説明を受けるとともに、質疑応答を行いました。更に、第三者委員会は、SMB C日興証券より、当社株式の価値評価に関する説明を受けると共に、これらについての質疑応答を行うと共に、SMB C日興証券及び森・濱田松本法律事務所から、当社が第三者委員会における議論を参考に公開買付者との間で本公開買付価格を含む本取引の諸条件について交渉をした内容等について報告を受けております。かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議した結果、第三者委員会は、平成29年10月31日付で、(a)本取引が当社の企業価値の向上をもたらすことについての当社及び公開買付者の説明に不合理な点は見受けられず、この時期に本取引により公開買付者が当社を非公開化することで、当社が直面している各課題の解決を加速する上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け実施後の経営方針」記載の(i)から(v)に記載された各施策を実行することが可能となると考えることに合理性があり、本取引は、当社の企業価値の向上をもたらすものと考えられること、(b)本公開買付価格は、独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券が作成した本株式価値算定書の算定結果に照らして妥当なものといえること、また、本公開買付価格に付された市場価格に対するプレミアムの水準も、当社株式の市場株価の推移及び本取引と同種の近時の取引事例におけるプレミアム水準に照らして不合理とまではいえないこと、更に、本公開買付価格は、第三者委員会の実質的な関与の下、当社と公開買付者との間で真摯な交渉が行われた結果、公開買付者から有意な譲歩が行われた上で妥結に至ったものであり、独立当事者においてみられる交渉が行われた上で合意に至った価格と評することができることを総合的に考慮すれば、本公開買付価格は不合理とまではいえない価格であると認められること、(c)第三者委員会の設置や、本取引に係る意思決定過程における利益相反関係を有する取締役の排除、独立したアドバイザーの選任など、当社の意思決定過程における恣意性を排除するための合理的な措置がとられていること、本株式売渡請求又は本株式併合は本公開買付けの成立後速やかに行われる見込みであり、かつその際に交付される金銭の額は本公開買付価格に株主の皆様が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であること、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）や買付株式数の下限といった本公開買付けの条件においても適正・公正な手続を通じていることを総合的に考慮すれば、当社の少数株主の利益に対する配慮がなされていること等から、(i)本取引の目的は正当性・合理性を有するといえる、(ii)本取引に係る手続の公正性が確保されているといえる、(iii)本取引の取引条件（本公開買付価格を含む。）の公正性・妥当性が確保されているといえる、(iv)本取引は当社の少数株主にとって不利益なものとはいえない旨の答申書を、第三者委員全員的一致で当社取締役会に提出しております。

#### ④ 当社における外部の法律事務所からの助言

当社は、リーガル・アドバイザーとして、当社及び公開買付者から独立した森・濱田松本法律事務所を選定し、同事務所より、本公開買付けを含む本取引の諸手続を含む取締役会的意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役の異議がない旨の意見

当社取締役会は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、平成 29 年 10 月 31 日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役(松岡義和氏を除きます。)の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

また、上記取締役会には、当社の社外監査役 3 名のうち、利害関係のある 2 名を除く 1 名が審議に参加し、当社取締役会が上記決議をすることに異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の社外取締役である松岡義和氏は、公開買付者の子会社の代表取締役社長を兼務している取締役であることから、本公開買付けを含む本取引に関する当社の取締役会的意思決定における公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けを含む本取引に関する全ての審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場で本取引の協議及び交渉に参加しておりません。

また、当社の社外監査役である小林俊夫氏は公開買付者の子会社の取締役を兼務しており、八反田徹氏は公開買付者の従業員であることから、本公開買付けを含む本取引に関する当社の取締役会的意思決定における公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けを含む本取引に関する全ての審議に参加しておりません。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、32 営業日としています。このように、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募について適切な判断機会を確保するとともに、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性の担保に配慮しているとのことです。

また、公開買付者は、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような合意等、当該対抗的買収提案者が当社と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会を確保し、本公開買付けの公正性を担保することを意図しているとのことです。

⑦ 買付予定数の下限の設定

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を 1,170,800 株(所有割合:32.43%)と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,170,800 株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。一方、本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の上限を設定していないため、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,170,800 株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。なお、買付予定数の下限(1,170,800 株)は、(i) 当社決算短信に記載された平成 29 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数(38,990,870 株)に平成 29 年 10 月 1 日付株式併合の効



果を反映した発行済株式総数(3,899,087株)から、(ii)当社決算短信に記載された平成29年9月30日現在の当社が所有する自己株式数(2,885,388株)に平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した自己株式数(288,538株)並びに(iii)公開買付者の完全子会社である沖ウィンテック及びOKIプロサーブがそれぞれ所有する当社株式の合計数(38,407株)並びに公開買付者が所有する当社株式の数(1,307,540株)をそれぞれ控除した株式数(2,264,602株)の過半数に相当する株式数(1,132,302株。これは、公開買付者の非利害関係者が所有する当社株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する当社株式の数にあたります。)を基礎として、これに公開買付者の完全子会社である沖ウィンテック及びOKIプロサーブがそれぞれ所有する当社株式の合計数(38,407株)を加えた株式数(1,170,709株)の1単元(100株)の倍数に切り上げた数(1,170,800株)とのことです。これにより、当社の少数株主の皆様のご意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様のご過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしているとのことです。

4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項  
該当事項はありません。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容  
該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針  
該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問  
該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求  
該当事項はありません。

9. 今後の見通し

上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け実施後の経営方針」、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。

10. その他

当社は、平成29年10月31日付「平成30年3月期 第2四半期決算短信[日本基準](連結)」を公表しております。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

また、当社は、平成29年10月31日付「平成30年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」にて公表のとおり、同日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成30年3月期の期末配当を行わないことを決議いたしました。詳細については、当該公表内

容をご参照ください。

(参考)

平成 29 年 10 月 31 日付「沖電線株式会社株式（証券コード 5815）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（別添）

以 上

平成 29 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 沖 電 気 工 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 鎌 上 信 也  
コ ー ド 番 号 6 7 0 3 東 証 第 1 部  
問 合 せ 先 I R 室 長 山 内 篤  
電 話 番 号 0 3 - 3 5 0 1 - 3 8 3 6

## 沖電線株式会社株式（証券コード 5815）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

沖電気工業株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 29 年 10 月 31 日開催の取締役会において、沖電線株式会社（証券コード 5815、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的等

##### (1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場している対象者株式 1,307,540 株（所有割合（注 1）：36.21%）を直接所有し、また、当社の完全子会社である沖ウィンテック株式会社（以下「沖ウィンテック」といいます。）及び株式会社 OK I プロサーブ（以下「OK I プロサーブ」といいます。）を通じて対象者株式 38,407 株（所有割合：1.06%）を間接所有（注 2）することで、対象者を持分法適用関連会社としております。

当社は、平成 29 年 10 月 31 日開催の取締役会において、対象者を完全子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

（注 1）「所有割合」とは、対象者が平成 29 年 10 月 31 日に公表した「平成 30 年 3 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者平成 30 年 3 月期第 2 四半期決算短信」といいます。）に記載された平成 29 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（38,990,870 株）に、対象者が平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日として行った対象者株式 10 株を 1 株の割合で併合する株式併合（以下「平成 29 年 10 月 1 日付株式併合」といいます。）の効果を反映した発行済株式総数（3,899,087 株）から、対象者平成 30 年 3 月期第 2 四半期決算短信に記載された平成 29 年 9 月 30 日現在の対象者が所有する自己株式数（2,885,388 株）に、平成 29 年 10 月 1 日付株式併合の効果を反映した自己株式数（288,538 株）を控除した株式数（3,610,549 株）に対する割合をいうものとし、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載において同じとします。

（注 2）当社の完全子会社である沖ウィンテックは対象者株式 26,600 株（所有割合：0.74%）、OK I プロサーブは対象者株式 11,807 株（所有割合：0.33%）をそれぞれ所有しております。なお、当社は沖ウィンテック及び OK I プロサーブとの間で、本公開買付けの応募に関する合意等はありません。

本公開買付けにおいて、当社は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦買付予定数の下限の

設定」に記載のとおり、買付予定数の下限を、1,170,800株（所有割合：32.43%）と設定しております。これは、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する対象者株式の数を上回るものです。当社は、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が1,170,800株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けにおいて、当社は、買付予定数の上限を設定していないため、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,170,800株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

また、当社は、本公開買付けが成立したものの本公開買付けにより対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者に対し、本公開買付け終了後に、当社が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を当社の完全子会社とするための手続（以下「本完全子会社化手続」といい、本公開買付けを含めて「本取引」といいます。）の実施を要請する予定です。

対象者が平成29年10月31日に公表した「沖電気工業株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成29年10月31日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

なお、上記対象者の取締役会決議は、下記「（3）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されているとのことです。

## （2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け実施後の経営方針

当社は、昭和26年11月より東京証券取引所市場第一部に上場し、電子通信・情報処理・ソフトウェアの製造・販売及びこれらに関するシステムの構築・ソリューションの提供、工事・保守及びその他サービス等を主な営業品目として事業展開をしており、平成29年10月1日時点で、当社グループは、当社、連結子会社90社及び持分法適用関連会社5社で構成されています。当社は、明治14年1月に日本で初めて電話機を製造し、創業以来、「進取の精神」を持って情報社会の発展に寄与する商品の開発、提供を135年余に亘って続けてまいりました。当社グループは平成29年5月26日、平成31年度（平成32年3月期）を最終年度とする3カ年計画「中期経営計画2019」を策定・発表し、「安定して収益確保のできる会社」の実現のために「稼ぐ力の強化」に最注力し、持続的な成長と進化を遂げていくための基盤作りを推進しています。

当社グループは、(i) 交通インフラシステム、防災関連システム、防衛関連システム、通信キャリア向け通信機器、金融営業店システム、予約発券システム、コンタクトセンター等の製品の製造・販売、システムの構築・ソリューションの提供、工事・保守及びその他サービスを行っている「情報通信事業」、(ii) ATM、現金処理機、営業店端末、予約発券端末、チェックイン端末、外貨両替機の製品の製造・販売及びその他サービスを行っている「メカトロシステム事業」、(iii) カラー・モノクロLEDプリンター、カラー・モノクロLED複合機、大判インクジェットプリンター等の製品の製造・販売及びその他サービスを行っている「プリンター事業」、(iv) 設計・生産受託サービス、プリント配線基板（注1）等の製造・販売及びその他サービスを行っている「EMS（注2）事業」の4つの事業を柱とし、パートナー企業との「共創（注3）」、オープンイノベーションの活用によって新たなノウハウや技術を取り込みながら、積極的な事業展開を図っています。

（注1）プリント配線基板：電気回路の配線を、絶縁体からなる板の表面や内部にプリントした基板

（注2）EMS：Electronics Manufacturing Service。電子機器の受託生産を行うサービスのこと

（注3）共創：お客様と目指すゴールを共有し、共にアイデアを絞り、確かめ、創り上げていくこと

セグメント別の事業戦略として、情報通信事業においては、IoT（注4）をチェンジドライバーに新規事業を創出し、またセンサー、ネットワーク、データ処理の3つの技術を融合した強みを活用して、業務特化したアプリケーションと共創により「IoTのOKI」（IoTビジネスを成長の柱として成長する方針）

実現を目指しています。メカトロシステム事業においては、コスト競争力に優れた戦略商品の投入と国内流通市場向け商品ラインアップを充実させ売上拡大を目指しています。プリンター事業においては、高性能、高品質を活かせる医療・流通・デザイン向けのインダストリー・プリント市場へ注力するニッチ戦略への展開を目指しています。EMS事業においては、平成29年3月期に売上高432億円の事業規模を、将来の売上高1,000億円事業に拡大すべく、国内ハイエンド市場に注力し、新規領域の開拓とM&Aの積極的な活用を推進しています。

(注4) IoT : Internet of Things。様々な「モノ」がインターネットを通じてクラウドやサーバーに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み

対象者は、本日現在、当社の持分法適用関連会社ですが、当社の電線製造部門が昭和11年に分離・独立し当社の完全子会社として誕生した会社であり、当社は、本日において36.21%に相当する対象者株式を直接所有しております。対象者は、電気通信の発展とともに成長を続け、現在は(i)機器用電線やワイヤーハーネス、フレキシブル基板(注5)の開発設計・製造・販売を行う「電線・ケーブル事業」、(ii)ワイヤ放電加工機用電極線等の開発設計・製造・販売を行う「電極線事業」及び(iii)第三者に対する不動産の賃貸を行う「不動産賃貸事業」を主な内容として事業展開しております。昭和38年10月に東京証券取引所市場第二部にその株式を上場(平成2年9月に東京証券取引所市場第一部指定)以降も、互いに独立した上場企業として当社グループとのブランド価値共有等の連携を続けてまいりました。

(注5) フレキシブル基板：薄い絶縁材(プラスチックフィルム)を使い、曲げることができる構造のプリント配線基板

対象者グループ(本日現在、対象者及び対象者の子会社5社)は、電線、フレキシブル基板、電極線の商品で世界に誇れるニッチトップ企業となるため、平成28年度が最終年度であった中期経営計画「Reborn120」を1年延長し、更なる新商品の創出力の向上と海外展開のレベルアップを図ることで売上高120億円の達成を目指しております。

平成29年度におけるセグメント別の主な施策内容としては、電線・ケーブル事業においては、自動化・ロボット化の流れで成長が継続すると見込まれるFA(注6)市場や医療機器市場に注力しており、研究開発の強化や新商品の市場投入及び中国・米国・欧州への販売を加速するとともに、品質と生産性を更に高めることで、売上高の拡大・収益力の向上を図っております。また、電極線事業においては、顧客ニーズにタイムリーに対応することで国内での売上高拡大を図るとともに、高品質商品により海外における顧客のインハウスシェア拡大を目指しております。

(注6) FA : Factory Automation。工場における生産工程の自動化のこと

我が国製造業を巡る経済動向としては、高齢化や人口減少が進むことにより、製造業への就労人数が減少しています。実際に、総務省統計局が公表した平成28年労働力調査年報によれば、製造業における就業者数は、平成18年の1,163万人から概ね減少傾向が続いており、平成28年においては平成18年と比較して約10.5%減の1,041万人となっております。今後も、国内総生産及び就労人口に占める製造業の割合は減少していくものと予測されており、国内における工場での人員確保や設備投資が困難となる中、製品の開発・設計機能や販売機能に特化する企業が増えていくものと予想され、企業が製品の開発・製造の各段階で外部に発注して製品化する水平分業と製造部門を持たないファブレス化が進み、その結果として「モノづくりに特化」するEMSの需要が更に増えるものと予想されています。こういった中で当社は、EMS事業の高度化を目指し、OEM(注7)からODM(注8)への比重を高めており、設計段階から部品調達も含めた一貫生産化を進めています。他方、対象者のFA・ロボット向けの電線事業は比較的好調であるものの、更なる事業拡大、新市場開拓や海外展開等、成長に向けた課題があると考えております。

(注7) OEM : Original Equipment Manufacturing。製造を発注した相手先のブランドで販売される製品を製造すること

(注8) ODM : Original Design Manufacturing。製造を発注した相手先のブランドで販売される製品の設計から製造までを手がけること

かかる状況下、当社は、対象者を含む当社グループ各社の収益力向上のためには、当社と対象者の経営資源を相互活用する等の一体経営を行うことにより当社グループの総合力を強化する必要があると判断したことから、当社と対象者の資本関係を更に強めることにより、当社と対象者の経営戦略を共有し、機動的な経営判断を行うことができる経営体制を迅速に構築することが必要であるとの認識に至りました。

そこで、当社は、対象者を当社の完全子会社とすることについて平成 29 年 7 月下旬から本格的に検討を開始し、平成 29 年 8 月中旬に対象者に打診を行い、同年 9 月下旬以降、両社間で協議を重ねてまいりました。その結果、当社は、平成 29 年 10 月中旬、当社が対象者を完全子会社化することによって、経営戦略意思決定の迅速化に加え、当社グループ内の人的リソースを活用することにより、対象者の企業価値の向上とグループ全体の収益基盤の強化を図ることができるとの結論に至りました。なお、当社は、当社が対象者を完全子会社化することにより、具体的には以下のような効果が期待されるものと考えております。また、これらの効果は、当社と対象者の資本面での完全な一元化により、両社の経営資源を最大限に活用した経営戦略を推進すること、また、対象者において、当社のみが対象者の株主となることにより機動的な経営判断や短期的な業績に左右されない長期的視野に立った経営を行うことを通じて実現可能となるものであり、対象者が当社の完全子会社となるからこそ実現可能であると考えております。

① 両社の類似した顧客セグメントを相互活用した販売拡大及び事業育成

当社の EMS 事業は「計測機器」、「医療」分野を強みとしており、「航空・宇宙」、「電装」分野を新規市場と位置付けて本格参入しようとしています。他方で、対象者は「FA・ロボット」や「医療」市場で実績があります。両社のセグメントは、いずれも「医療」や「精密機器」に関係するセグメントが中心であり、両社のセグメントはほぼ同じ事業分野で構成されますが、個別の顧客は重複が少なく、相互の顧客を軸とした拡販活動が可能になると考えております。「医療」、「航空・宇宙」分野は高品質で変種変量が求められる分野であり、「電装」分野も含め国内生産が継続して見込まれ、高い信頼性が求められるハイエンドの市場であることから、優れたデザインや、高品質、安心感のあるサービスとして評価されている Made in Japan の特徴を活かせます。また、EMS の強みである設計、プリント配線基板、実装、組立、ステージング（本番と同じ環境にシステムを反映させ動作・表示確認）をグループで一貫して提供できる「モノづくり一貫サービス」を広範囲で実現できます。対象者にとっては、機器用電線以外の柱としてワイヤーハーネス事業やフレキシブル基板事業、光ケーブル事業等の育成が急務となっていることから、当社の EMS 事業との連携により各事業を設計段階から検討することで事業拡大を図ることができると考えております。

② 既存技術及びサービスの連携強化による付加価値の向上

当社の EMS 事業の製造子会社が生産するプリント配線基板と対象者のフレキシブル基板は技術的関連性が高く、連携を強化することで営業、生産、商品企画において相互の付加価値が向上し、「航空・宇宙」分野や「電装」分野をはじめとした顧客アクセスの向上（提案機会の増加）と販売戦略の多様化が期待できます。また対象者にとっては、当社グループ傘下の信頼性評価、測定サービス会社を活用することで顧客基盤をより強固にできると考えております。

③ 要素技術の組み合わせによる新分野の開拓

当社は、当社の持つ光センサー技術と対象者の持つ光ケーブル技術の組み合わせや当社の持つ IoT 技術と対象者のロボットケーブル（注 9）の組み合わせ等により、当社の「情報通信事業」の事業方針である「IoT の OK I」実現に向けて、構成する要素デバイスの取り込み、温湿度といった基本情報だけでなく、画像等から人や物等をリアルタイムに認識できる高度なセンシング技術の「スマートセンシング」実現に向けた開発リソースの拡充ができると期待しております。また対象者にとっても、研究開発、商品企画、営業面で両社が協力できることは大きなメリットになります。

（注 9）ロボットケーブル：主にロボット・産業用機械の可動部やその周辺での配線を目的に開発された可動耐久性に優れたケーブル

④ 生産拠点間交流、製造技術・ノウハウの共有によるコスト削減、工場のスマート化

当社の EMS 事業は、本庄、上越、鶴岡及び長野に生産拠点があり、対象者は伊勢崎及び岡谷に生産拠点があることから、北関東及び上信越地方の地の利を活かした両社の人員の融通及び協力関係を築くことができ、製造技術や調達における購買ノウハウを共有化することで、生産及び調達コストの削減が可能となります。特に対象者では、生産性を高めるため当社の IoT 技術を取り入れた工場のスマート化（注 10）も実現ができるものと考えております。

（注 10）工場のスマート化：自動化された工場で、工場内の機器や設備を相互にネットワークで

接続し IoT 化して、生産性を飛躍的に向上させること

⑤ グループ経営によるリソースの活用

当社の管理部門、エレキ技術（電気設計技術）、工場マネジメントに長けた人的リソースを、対象者との人材交流で活性化させ、採用や教育、計画的・組織的なM&A、経営戦略の共用等において相互のリソースを最大限活用します。またCMS（注 11）の実行により、当社は、資金の効率運用による管理コストの最適化を行い、グループの総合力の強化と収益力の強化を図ります。

（注 11）CMS：Cash Management System。グループ企業の資金を一元管理するシステム

以上の協議・検討を踏まえ、当社は、平成 29 年 10 月 31 日開催の取締役会において、対象者を完全子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記のとおり、当社から対象者を当社の完全子会社とすることについて平成 29 年 8 月中旬に提案を受け、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置を講じた上で、対象者及び当社から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）から取得した対象者株式の株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）の内容、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本取引に関する提案を検討するために対象者取締役会の諮問機関として設置した第三者委員会（委員の構成その他具体的な諮問事項等については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 対象者における独立した第三者委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）から提出された答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容を最大限に尊重しながら、当社から提案を受けた平成 29 年 8 月中旬から同年 10 月下旬まで、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に検討を行ったとのこととです。

その上で、対象者は、本取引により対象者が当社の完全子会社になることが、対象者の事業基盤を充実させ、対象者がより成長していくための投資を実施する上でも必要であり、対象者の企業価値の一層の向上が見込まれる最善の選択肢であるとの結論に至ったとのこととです。

そして対象者は、本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）である 1 株当たり 3,650 円は、SMB C日興証券から取得した対象者株式価値算定書に提示された対象者株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、類似上場会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジ内であること、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 29 年 10 月 30 日の東京証券取引所における対象者株式の終値 3,480 円に対して 4.89%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。）、平成 29 年 10 月 30 日から過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 3,224 円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）に対して 13.21%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 3,214 円に対して 13.57%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,837 円に対して 28.66%のプレミアムが加算されていることその他の本取引に関する諸条件を考慮し、本取引は対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成 29 年 10 月 31 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのこととです。

対象者における意思決定の過程については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役の異議がない旨の意見」をご参照ください。

なお、当社は、本取引実行後の対象者の事業戦略については、当社及び対象者が今後協議の上、決定していくことといたします。当社は、本取引実行後、当社の持つ IoT 技術を取り入れた工場のスマート化等の技術力、グループ経営によるリソースの活用等の効率経営のノウハウを対象者に注入していく一方、対象者の事業運営上の特性や対象者の強みを十分に活かした経営を行い、対象者事業の更なる強化を図ってまいります。なお、本日現在、対象者の代表取締役 1 名、取締役 2 名（うち取締役 1 名が当社の完全子会

社であるOKIプロサーブの代表取締役を兼任)及び監査役1名が当社出身者、並びに監査役1名が当社従業員ですが、現時点において、本取引実行後の対象者の役員構成その他の経営体制について決定している事項はなく、対象者の現在の経営体制を尊重することを基本としつつ、当社と対象者との間の事業シナジー実現に向けて、最適な体制を検討し速やかに実行に移す予定です。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、対象者は当社の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、当社が対象者株式 1,307,540 株(所有割合:36.21%)を直接所有し、当社の完全子会社である沖ウィンテック及びOKIプロサーブを通じて対象者株式 38,407 株(所有割合:1.06%)を間接所有し対象者を持分法適用関連会社としている状況や、当社出身者が対象者の代表取締役1名、取締役2名及び監査役2名に就任していることを考慮し、当社と対象者は、本公開買付けの公正性を担保し利益相反を回避する観点から、以下の措置を実施しております。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成29年10月30日付で株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)を取得しております。詳細については、下記「2. 買付け等の概要」の「(5) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」及び同「②算定の経緯」をご参照ください。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社から提示された本公開買付価格に関する対象者における意思決定過程の恣意性を排除し、本公開買付価格の公正性を担保するために、対象者及び当社から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるSMBC日興証券に対し、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、対象者株式価値算定書を取得したとのことです。SMBC日興証券は、対象者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

SMBC日興証券は、対象者からの依頼に基づき、対象者の事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者株式の株式価値を算定しているとのことです。なお、対象者は、SMBC日興証券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。

SMBC日興証券は、対象者株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、対象者と比較的類似する事業を手がける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、将来の事業活動の状況に基づく本源的価値評価を反映するためDCF法を用いて対象者株式の価値算定を行っているとのことです。当該各手法を用いて算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は、以下のとおりとのことです。

市場株価法: 2,837円~3,224円

類似上場会社比較法: 3,424円~3,849円

DCF法: 3,506円~4,748円

市場株価法では、平成29年10月30日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の直近1ヶ月の終値単純平均値 3,224円、直近3ヶ月の終値単純平均値 3,214円、直近6ヶ月の終値単純平均値 2,837円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を 2,837円~3,224円までと分析しているとのことです。



類似上場会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を3,424円～3,849円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した平成30年3月期から平成33年3月期までの事業計画を前提として、対象者が平成30年3月期第1四半期以降生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値を3,506円～4,748円までと分析しているとのことです。なお、SMBC日興証券がDCF法による分析に用いた対象者作成の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味していないとのことです。

### ③ 対象者における独立した第三者委員会の設置及び答申書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成29年9月27日、対象者及び当社との間に利害関係を有しない、川島いづみ氏（対象者社外取締役、独立役員）、田中慎一郎氏（対象者社外監査役、独立役員）及び久島満洋氏（公認会計士、山田ビジネスコンサルティング株式会社）の3名から構成される第三者委員会を設置し（なお、第三者委員会の委員は設置当初から変更しておりません。）、第三者委員会に対し、(i)本取引の目的が正当性・合理性を有するか、(ii)本取引に係る手続の公正性が確保されているか、(iii)本取引の取引条件（本公開買付けの公開買付価格を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか、並びに、(iv)(i)乃至(iii)を前提に本取引が対象者の少数株主にとって不利益であるか否かを検討し、対象者の取締役会に対して意見を述べること（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問することを決議したとのことです。

第三者委員会は、平成29年9月27日から同年10月30日までの間に合計5回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、第三者委員会は、対象者又は当社より提出された各検討資料その他必要な情報・資料等の収集及び検討を行い、対象者の代表取締役社長から、本公開買付けを含む本取引の概要、本取引の背景、本取引の意義・目的、対象者の状況、対象者の事業計画、対象者が意思決定をするに至る経緯・検討過程について、説明を受けるとともに、質疑応答等を行ったとのことです。また、第三者委員会は、当社及び当社のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券から、本公開買付けを含む本取引の概要、本取引の背景、本取引の意義・目的、本取引後の経営方針、本取引の諸条件等について説明を受けるとともに、質疑応答を行ったとのことです。更に、第三者委員会は、SMBC日興証券より、対象者株式の価値評価に関する説明を受けると共に、これらについての質疑応答を行うと共に、SMBC日興証券及び森・濱田松本法律事務所から、対象者が第三者委員会における議論を参考に当社との間で本公開買付価格を含む本取引の諸条件について交渉をした内容等について報告を受けているとのことです。かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議した結果、第三者委員会は、平成29年10月31日付で、(a)本取引が対象者の企業価値の向上をもたらすことについての対象者及び当社の説明に不合理な点は見受けられず、この時期に本取引により当社が対象者を非公開化することで、対象者が直面している各課題の解決を加速する上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け実施後の経営方針」記載の①から⑤に記載された各施策を実行することが可能となると考えることに合理性があり、本取引は、対象者の企業価値の向上をもたらすものと考えられること、(b)本公開買付価格は、独立した第三者算定機関であるSMBC日興証券が作成した対象者株式価値算定書の算定結果に照らして妥当なものといえること、また、本公開買付価格に付された市場価格に対するプレミアムの水準も、対象者株式の市場株価の推移及び本取引と同種の近時の取引事例におけるプレミアム水準に照らして不合理とまではいえないこと、更に、本公開買付価格は、第三者委員会の実質的な関与の下、対象者と当社との間で真摯な交渉が行われた結果、当社から有意な譲歩が行われた上で妥結に至ったものであり、独立当事者においてみられる交渉が行われた上で合意に至った価格と評することができることを総合的に考慮すれば、本公開買付価格は不合理とまではいえない価格であると認められること、(c)第三者委員会の設置や、本取引に係る意思決定過程における利益相反関係を有する取締役の排除、独立したアドバイザーの選任など、対象者の意思決定過程における恣意性を排除す

るための合理的な措置がとられていること、本株式売渡請求又は本株式併合（下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義されます。）は本公開買付けの成立後速やかに行われる見込みであり、かつその際に交付される金銭の額は本公開買付け価格に株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であること、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）や買付け株式数の下限といった本公開買付けの条件においても適正・公正な手続を通じていることを総合的に考慮すれば、対象者の少数株主の利益に対する配慮がなされていること等から、(i)本取引の目的は正当性・合理性を有するといえる、(ii)本取引に係る手続の公正性が確保されているといえる、(iii)本取引の取引条件（本公開買付け価格を含む。）の公正性・妥当性が確保されているといえる、(iv)本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものとはいえない旨の答申書を、第三者委員全員的一致で対象者取締役会に提出しているとのことです。

④ 対象者における外部の法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、リーガル・アドバイザーとして、当社及び対象者から独立した森・濱田松本法律事務所を選定し、同事務所より、本公開買付けを含む本取引の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けているとのことです。

⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社から対象者を当社の完全子会社とすることについて平成 29 年 8 月中旬に提案を受け、対象者及び当社から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである SMBC 日興証券から取得した対象者株式価値算定書の内容、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本取引に関する提案を検討するために対象者取締役会の諮問機関として設置した第三者委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、当社から提案を受けた平成 29 年 8 月中旬から同年 10 月下旬まで、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に検討を行ったとのことです。

対象者は、F A の国内市場においては、労働力の減少に対応した自動化、ロボット化の需要が堅調であり、海外市場においては、中国における自動化需要が旺盛であるほか、欧米においても堅調な需要が続くと見込んでいるとのことです。また、従来は製造業向けに利用されていた産業用ロボットが、医療や食品の製造ラインや協働ロボットによる端末加工作業にも導入される等アプリケーションの多様化が進んでいるとのことです。更に、医療市場は医療技術の進歩、先進国での高齢化、新興国での人口増加により更なる拡大を見込んでいるとのことです。

そのような環境下、対象者が今後も持続的に成長を実現していくために、電線事業においては、新規顧客や新規市場の更なる開拓に加え、F A / 産業機器市場からの要望に応える技術開発、ワイヤーハーネス事業においては、これまで行ってきた製品別拡大販売戦略から包括的な提案型拡大販売戦略への変更や、エンジニアリング力を高めることにより部材や加工時間を低減させる製品を設計することで原価低減を促進、また、フレキシブル基板事業においては、商品ラインナップの充実と顧客ニーズへの提案力を武器に、既存顧客におけるシェア向上や成長が見込まれる航空宇宙、ウェアラブル市場等の新規市場への参入を狙っているとのことです。一方で生産面においても、既存顧客のみならず今後増やしていく新規顧客からの受注に応えるためには、更に生産能力を拡大する必要があり、また技術者や作業員といった人的資源の確保や、IoT 化の推進により生産のスマート化を進めていく必要があると認識しているとのことです。これらの課題を解決するためには相応の投資が必要とのことです。

かかる状況において、対象者が当社の完全子会社となることにより、当社と対象者の間で相互に重複していない顧客へのクロスセラーによる販路の拡大、商品ラインナップの拡充、当社グループが保有する人材の供給を受けることによる技術者及び作業員の確保、IoT 技術の活用により工場のスマート化が図れることによる更なる生産能力の強化等が可能になると考えているとのことです。また、対象者は、平成 29 年 9 月下旬以降、当社との間で協議を重ねた結果、同年 10 月中旬に、対象者の今後の成長にとって必要不可欠な経験豊富な人材の採用や教育、海外における事業展開のノウハウの提供のほか、今後の対象者の M & A 戦略についても当社からのアドバイスを受けることが可能になるも

のと判断したとのことです。

以上のとおり、対象者は、平成 29 年 10 月中旬、本取引により対象者が当社の完全子会社になることが、対象者が直面している上記各課題の解決を加速する各施策を実行し、対象者の事業基盤を充実させ、対象者がより成長していくための投資を実施する上でも必要であり、対象者の企業価値の一層の向上が見込まれる最善の選択肢であるとの結論に至ったとのことです。

更に、本公開買付価格については、当社から意向表明書を受領した平成 29 年 10 月上旬以降、同月下旬までの間、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、第三者委員会からの意見やファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券による対象者株式の株式価値の算定内容、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言を受けて慎重に検討した結果、当社との間で本公開買付価格について、平成 29 年 10 月上旬以降、同月下旬までの間、複数回交渉したとのことです。その結果、合意された本公開買付価格である 1 株当たり 3,650 円は、SMB C日興証券から取得した対象者株式価値算定書に提示された対象者株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、類似上場会社比較法及びDCF法に基づく算定結果のレンジ内であること、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 29 年 10 月 30 日の東京証券取引所における対象者株式の終値 3,480 円に対して 4.89%、平成 29 年 10 月 30 日から過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 3,224 円に対して 13.21%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 3,214 円に対して 13.57%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,837 円に対して 28.66%のプレミアムが加算されていることその他の本取引に関する諸条件を考慮し、本取引は対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、対象者は、平成 29 年 10 月 31 日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（松岡義和氏を除きます。）の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

また、上記対象者の取締役会には、対象者の社外監査役 3 名のうち、利害関係のある 2 名を除く 1 名が審議に参加し、対象者取締役会が上記決議をすることに異議がない旨の意見を述べております。

なお、対象者の社外取締役である松岡義和氏は、当社の子会社の代表取締役社長を兼務している取締役であることから、本公開買付けを含む本取引に関する対象者の取締役会の意思決定における公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けを含む本取引に関する全ての審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場で本取引の協議及び交渉に参加していないとのことです。

また、対象者の社外監査役である小林俊夫氏は当社の子会社の取締役を兼務しており、八反田徹氏は当社の従業員であることから、本公開買付けを含む本取引に関する対象者の取締役会の意思決定における公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けを含む本取引に関する全ての審議に参加していないとのことです。

#### ⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、32 営業日としております。このように、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性の担保に配慮しております。

また、当社は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような合意等、当該対抗的買収提案者が対象者と接触することを制限するような内容の合意は一切行っており、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会を確保し、本公開買付けの公正性を担保することを意図しております。

#### ⑦ 買付予定数の下限の設定

本公開買付けにおいて、当社は、買付予定数の下限を 1,170,800 株（所有割合：32.43%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,170,800 株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けにおいて、当社は、買付予定数の上限を設定していないため、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,170,800 株）以上の場合には、応募

株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(1,170,800株)は、(i)対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の発行済株式総数(38,990,870株)に平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した発行済株式総数(3,899,087株)から、(ii)対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(2,885,388株)に平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した自己株式数(288,538株)並びに(iii)当社の完全子会社である沖ウィンテック及びOKIプロサーブがそれぞれ所有する対象者株式の合計数(38,407株)並びに当社が所有する対象者株式の数(1,307,540株)をそれぞれ控除した株式数(2,264,602株)の過半数に相当する株式数(1,132,302株。これは、当社の非利害関係者が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する対象者株式の数にあたります。)を基礎として、これに当社の完全子会社である沖ウィンテック及びOKIプロサーブがそれぞれ所有する対象者株式の合計数(38,407株)を加えた株式数(1,170,709株)の1単元(100株)の倍数に切り上げた数(1,170,800株)となっております。これにより、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、当社の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより、当社が対象者株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、以下の方法により、当社が対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立により、当社の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、当社が会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第179条第1項に規定する特別支配株主となった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定により、対象者の株主(当社及び対象者を除きます。)の皆様全員に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求(以下「本株式売渡請求」といいます。)する予定です。

本株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を対象者の株主(当社及び対象者を除きます。)の皆様に対して交付することを定める予定です。この場合、当社は、会社法第179条の3第1項の定めに従って、その旨を対象者に通知し、対象者に対し本株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会決議により本株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主の個別の承諾を要することなく、当社は、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(当社及び対象者を除きます。)の皆様全員が所有する対象者株式の全部を取得します。そして、当該各株主の皆様が所有していた対象者株式1株当たりの対価として、当社は、当該各株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。

本株式売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、当該申立てがなされた場合の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

他方で、本公開買付けの成立後、当社の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、当社は、対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案を含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定であり、当社は、本臨時株主総会において当該議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認いただいた場合には、対象者の株主の皆様は、本株式併合がその効力を生じる日において、本臨時株主総会において承認が得られた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することになります。本株式併合をすることにより株式の数に1株

に満たない端数が生じるときは、対象者の株主の皆様に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下、当該端数の処理において同じとします。）に相当する対象者株式を対象者又は当社に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（当社及び対象者を除きます。）の皆様が交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。

本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、当社のみが対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（当社及び対象者を除きます。）の皆様が所有する対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるように決定する予定です。

また、本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主の皆様は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち 1 株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることができるとの旨及び裁判所に対して株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（当社及び対象者を除きます。）の皆様が所有する対象者株式の数は 1 株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様は、当該申立てを行うことができることになる予定です。なお、当該申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、上記各手続については、関係法令の改正や、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社の株券等所有割合及び当社以外の対象者の株主の皆様の対象者株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があります。

ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（当社及び対象者を除きます。）の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一となるよう算定する予定です。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、決定次第、対象者が速やかに公表する予定とのことです。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。加えて、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

## (5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、当社は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載された本完全子会社化手続の実施を予定しておりますので、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできません。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

①	名	称	沖電線株式会社
②	所	在	地 神奈川県川崎市中原区下小田中二丁目 12 番 8 号

③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 来住 晶介	
④ 事業内容	電線・ケーブルや電極線の製造販売及び不動産の賃貸	
⑤ 資本金	4,304,793千円(平成29年3月31日現在)	
⑥ 設立年月日	昭和11年7月16日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成29年3月31日現在) (注)	沖電気工業株式会社	33.53%
	明治安田生命保険相互会社	5.35%
	沖電線取引先持株会	3.92%
	株式会社みずほ銀行	1.47%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.39%
	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1.28%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1.06%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1.04%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	0.86%
	沖電線従業員持株会	0.85%
⑧ 上場会社と対象者の関係	資本関係	当社は、対象者株式 1,307,540 株(所有割合:36.21%)を直接所有し、また、当社の完全子会社である沖ウィンテック及びOKIプロサーブを通じて対象者株式 38,407 株(所有割合:1.06%)を間接所有しており、対象者を持分法適用関連会社としております。対象者は退職給付信託した株式を含めて当社の発行済株式の 0.43%に相当する当社の普通株式 375,600 株を所有しております。
	人的関係	当社の子会社の代表取締役1名が対象者の社外取締役を兼務し、当社の従業員1名及び当社の子会社の取締役1名が対象者の社外監査役をそれぞれ兼務しております。
	取引関係	当社グループと対象者との間には商品の仕入や販売等に関する取引があります。
	関連当事者への該当状況	対象者は、当社の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。

(注)「⑦大株主及び持株比率(平成29年3月31日現在)」は、対象者が平成29年6月22日に提出した第115期有価証券報告書の「大株主の状況」を基に記載しております。

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 日程等

① 日程

取締役会決議	平成29年10月31日(火曜日)
公開買付開始公告日	平成29年11月1日(水曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公開買付届出書提出日	平成29年11月1日(水曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成29年11月1日(水曜日)から平成29年12月18日(月曜日)まで(32営業日)

- ③ 対象者の請求に基づく延長の可能性  
該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金3,650円

(5) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は、平成29年10月30日付で対象者の株式価値に関する株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価基準法：2,837円から3,480円

DCF法：3,298円から3,875円

市場株価基準法では、平成29年10月30日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日終値3,480円、基準日までの過去1週間の終値単純平均値3,281円、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,224円、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値3,214円(注)及び同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値2,837円(注)を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を2,837円から3,480円と算定しております。

(注) 対象者は、平成29年10月1日を効力発生日として対象者株式10株を1株の割合で併合する株式併合を行っております。よって過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値の計算においては、平成29年10月1日付株式併合の権利落ち前の終値について当該終値を10で乗じて得た数値を終値として計算しております。以下、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値の計算において同じとします。

DCF法では、対象者から提供を受けた事業計画(平成30年3月期から平成33年3月期までの4年間に、直近までの業績の動向、対象者との間の書面質疑、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成30年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、対象者株式1株当たりの株式価値を3,298円から3,875円と算定しております。なお、上記DCF法の算定の基礎となる対象者の事業計画においては、前年度比で大幅な増減益を見込んでいない事業年度は含まれておりません。

当社は、みずほ証券から取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、当社において実施した対象者に対する買収監査(デュー・ディリジェンス)の結果、過去に行われた発行者以外の者による公開買付けの事例の際に付与されたプレミアムの実例、対象者株式の基準日までの過去6ヶ月間及び直近の市場株価の動向、対象者との複数回に亘る協議・交渉の結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を勘案し、最終的に平成29年10月31日に本公開買付価格を3,650円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格3,650円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成29年10月30日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値3,480円に対して4.89%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,224円に対して13.21%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値3,214円に対して13.57%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,837円に対して28.66%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

② 算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

当社は、対象者を当社の完全子会社とすることについて平成 29 年 7 月下旬から本格的に検討を開始し、平成 29 年 8 月中旬に対象者に打診を行い、同年 9 月下旬以降、両社間で協議を重ねてまいりました。その結果、当社は、平成 29 年 10 月中旬、当社が対象者を完全子会社化することによって、経営戦略意思決定の迅速化に加え、当社グループ内の人的リソースを活用することにより、対象者の企業価値の向上とグループ全体の収益基盤の強化を図ることができるとの結論に至りました。

上記の協議・交渉を経て、当社は平成 29 年 10 月 31 日開催の取締役会において、対象者を完全子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することを決議し、以下の経緯により本公開買付け価格を決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券から提出された株式価値算定書を参考にいたしました。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

(ii) 当該意見の概要

みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価基準法：2,837 円から 3,480 円

DCF法：3,298 円から 3,875 円

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付け価格を決定するに至った経緯

当社は、みずほ証券から取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、当社において実施した対象者に対する買収監査(デュー・ディリジェンス)の結果、過去に行われた発行者以外の者による公開買付けの事例の際に付与されたプレミアムの実例、対象者株式の基準日までの過去 6 ヶ月間及び直近の市場株価の動向、対象者との複数回に亘る協議・交渉の結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を勘案し、最終的に平成 29 年 10 月 31 日に本公開買付け価格を 3,650 円とすることを決定いたしました。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー(算定機関)であるみずほ証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(6) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,303,009 (株)	1,170,800 (株)	— (株)

(注 1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,170,800 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,170,800 株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて当社が買付け等を行う対象者株式の最大数である 2,303,009 株を記載しております。これは、対象者平成 30 年 3 月期第 2 四半期決算短信に記載された平成 29 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数(38,990,870 株)に、平成 29 年 10 月 1 日付株式併合の効果を反映した発行済株式総数(3,899,087 株)から、対象者平成 30 年 3 月期第 2 四半期決算短信に記載された平成 29 年 9 月 30 日現在の対象者が所有する自己株式数(2,885,388 株)に、平成 29 年 10 月 1 日付株式併合の効果を反映した自己株式数(288,538 株)及び当社が所有する対象者株式(1,307,540 株)を控除した株式数(2,303,009 株)です。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者の所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注 4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主に



よる単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(7) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	13,075 個	(買付け等前における株券等所有割合 36.21%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	446 個	(買付け等前における株券等所有割合 1.24%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	36,105 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	35,935 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、対象者が所有する自己株式及び特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、本公開買付けにおいては、特別関係者が所有する株券等(ただし、対象者が所有する自己株式は除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は0個としております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成29年8月10日に提出した第116期第1四半期報告書に記載された平成29年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の発行済株式総数(38,990,870株)に平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した発行済株式総数(3,899,087株)から、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(2,885,388株)に平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した自己株式数(288,538株)を控除した株式数(3,610,549株)に係る議決権の数(1単元の株式数を100株として記載したもの)である36,105個を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(8) 買付代金 8,405,982,850円

(注) 「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数(2,303,009株)に、本公開買付価格(3,650円)を乗じた金額です。

(9) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地  
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日

平成 29 年 12 月 25 日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

下記「(10) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間末日の翌営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

(10) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,170,800 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,170,800 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。）第 10 条第 2 項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、(i) 公開買付者が、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、(ii) 同法に基づく排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間が満了しない場合、又は (iii) 公開買付者が同法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公

告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時まで、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時まで公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「(9) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第 27 条の 8 第 11 項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこ

と。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(11) 公開買付開始公告日

平成 29 年 11 月 1 日（水曜日）

(12) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け実施後の経営方針」、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 29 年 10 月 31 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 「平成 30 年 3 月期 第 2 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、平成 29 年 10 月 31 日に、東京証券取引所において「平成 30 年 3 月期 第 2 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく対象者の第 2 四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容につきましては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場がなく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

(i) 損益の状況 (連結)

会計期間	平成 30 年 3 月期 (第 2 四半期連結累計期間)
売上高	6,326,632 千円
売上原価	4,639,094 千円
販売費及び一般管理費	1,141,654 千円
営業外収益	17,148 千円

営業外費用	1,517 千円
親会社株主に帰属する四半期純利益	414,537 千円

(ii) 1株当たりの状況 (連結)

会計期間	平成30年3月期 (第2四半期連結累計期間)
1株当たり四半期純利益	114.81 円
1株当たり配当額	5.50 円

②「平成30年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、平成29年10月31日付で、「平成30年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成29年10月31日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成30年3月期の期末配当を行わないことを決議したとこのことです。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

以上